

ポイント③ 障害者の方への配慮事項をより詳細にアピールできるようになります

「求人・事業所PR情報」により、障害者の方に配慮した事業所・求人の情報をより詳細にアピールできるようになります

2020年1月から、障害者専用求人・一般求人を問わず、**障害者の方に配慮した事業所の情報や求人の内容をより詳細にアピールできるようになります。**

入力画面イメージ  
(上) 事業所PR情報 (下) 求人PR情報

<事業所PR情報としてアピールできる項目>

- 企業在籍型ジョブコーチ※1の有無
- エレベーターの有無
- 階段の手すりの有無
- バリアフリー対応トイレの詳細
- 建物内の車いす移動の可否
- 点字設備の有無
- 休憩室の有無
- 障害者に配慮したその他の施設・設備等

<求人PR情報としてアピールできる項目>

- 障害者に実施している合理的配慮※2の例
- 障害者の就労や定着に関するサポート体制
- 障害者雇用の担当者からのメッセージ
- 障害のあるスタッフからのメッセージ
- 障害者雇用に関するアピールポイント

※1 企業在籍型ジョブコーチとは、障害者の勤務する職場において、障害者の職場適応に向けた指導や援助を行う専門スタッフのことで、企業に在籍している者のことをいいます。  
 ※2 障害者雇用促進法に基づき、全ての事業主は、障害者である労働者の能力発揮の支障となっている事情を改善するため、障害の特性に配慮した、施設整備、援助者の配置などの必要な措置を講じることとされています。

◆ハローワークからのお願い

障害者専用求人以外の**一般求人を申し込む場合であっても、障害者の方が応募しやすいように、可能な範囲で障害者の方に配慮した事業所の情報や求人の内容の記載を充実していただくようお願いします。**

